

1. 目的

本規程は、東京ガス株式会社（以下「当社」といいます。）が、ご利用者に、第 3 条に定めるライフリズムナビ+HOME（以下「本サービス」といいます。）を提供するにあたっての条件等を定めることを目的とします。

2. 用語の定義

本規程における用語の定義は、以下のとおりです。

- ① ご契約者：当社と本サービスの提供を約する契約（以下「本契約」といいます。）を締結された方
- ② 貸出機器：本サービスを提供するにあたり、当社から貸し出す機器（ホームゲートウェイ、マットセンサー、温湿度センサー、赤外線リモコン、電源ケーブル等の附属品を含みます。）
- ③ 設置先：貸出機器を設置する場所であり、また、本契約にかかる契約書（以下「契約書」といいます。）の設置先欄に記載された住戸（設置先は、離島を除く一都三県【東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県】（以下「本サービスの対象場所」といいます。）に限ります。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。）
- ④ アプリ：当社が提供する Android OS および iOS 上で動作する本サービスに関するスマートフォンアプリケーションならびにウェブブラウザにて当社が提供する本サービスに関する Web アプリケーション
- ⑤ お申込者：本契約にお申込みされた方
- ⑥ お支払者：契約書のお支払者欄にお支払者として明示された方
- ⑦ 見守り対象者：設置先に居住されている方で、マットセンサーで睡眠データ等を計測される方
- ⑧ ご利用者：ご契約者、見守り対象者およびご契約者からアプリのご利用者として招待され登録を行った方。なお、ご契約者がアプリのご利用者として招待できる方は、見守り対象者の 3 親等内の親族または担当のケアマネジャーに限ります。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。
- ⑨ サービス料金：本サービスに関するすべての料金（【別紙 1 サービス料金】参照）

3. サービスの内容

本サービスの内容は、以下のとおりです。

① 睡眠見守り

以下の 3 点の計測結果をアプリで確認できるもの。

- ・マットセンサーによる、見守り対象者の現在の寝具上での状態（睡眠中・寝具上で動きがある状態・寝具上に居ない）の計測データ
- ・マットセンサーによる、見守り対象者の前日の睡眠時間の計測データ
- ・マットセンサーで計測した過去の日別/月別の見守り対象者の睡眠のデータ（睡眠深度/就床・起床時間/睡眠時間）

② 心拍・呼吸見守り

以下の 2 点の計測結果をアプリで確認できるもの。

- ・マットセンサーによる、見守り対象者の現在の寝具上での心拍数の計測データ
- ・マットセンサーによる、見守り対象者の現在の寝具上での呼吸数の計測データ

本機能は見守り対象者の日常生活の管理（健康管理等）を目的としたものであり、疾病の診断、治療もしくは予防を目的としたもの、または疾病の兆候の検出等を目的としたものではありません。

③ お部屋の温度・湿度確認

- ・温湿度センサーによる、設置先の現在の室内環境（温度・湿度）の計測結果をアプリで確認できるもの。
- ・温湿度センサーの計測値が所定の条件を満たした場合に、所定の内容（以下「アラート」といいます。）をアプリに通知するもの。また、過去のアラートログを一覧で確認できるもの。

④ エアコン操作（エアコンの機種によってはご利用いただけません。また、Web アプリケーションからはご利用いただけません。）

赤外線リモコンを利用し、アプリから遠隔で設置先のエアコンの操作ができるもの。

【別紙 1 サービス料金】に定めるオプション料金をお支払いいただくことで、赤外線リモコンの追加が可能です。

⑤ 健康データ記録

当社指定の体温計、血圧計、パルスオキシメーター（以下総称して「バイタル計」といいます。）の計測値をアプリで確認できるもの。本機能は見守り対象者の日常生活の管理（健康管理等）を目的としたものであり、疾病の診断、治療もしくは予防を目的としたもの、または疾病の兆候の検出等を目的としたものではありません。なお、健康データ記録の利用は、当社に健康データ記録の利用希望を申し出た上で、当社指定の事業者よりバイタル計を購入いただいた方に限ります。

4. 貸出機器・バイタル計の設置・設定

- (1) 当社は、本サービスを提供するにあたり、貸出機器の設置・設定を行います。貸出機器の設置・設定は、当社または当社が委託する設置業者（以下「施工者」といいます。）が設置先に訪問し、作業を行います。訪問日時は、施工者とご契約者の間で決定します。作業には、ご契約者の立ち会いが必要となります。また、貸出機器の設定時には、アプリがインストールされたご利用者のスマートフォン等が必要となります。
- (2) 寝具の形状や素材によってはマットセンサーを設置できない場合があります。また、エアコンの機種によっては赤外線リモコンがご利用できない場合があります。これらの場合、当社は、その限度で本サービスを提供する義務を免れるものとします。
- (3) 施工者が貸出機器を設置する場合、マットセンサーは見守り対象者の寝具のマット（マットレス、敷き布団、敷きパッド等）下、ホームゲートウェイおよび温湿度センサーは同寝具周辺、赤外線リモコンはご契約者または見守り対象者が操作を希望するエアコンの周辺で施工者が選定した位置に両面テープや結束バンドで固定してご利用いただけます（設置先の状況によっては、ご契約者の承諾を得たうえで、固定しないこともあります。）。当社は、貸出機器を両面テープや結束バンドで固定したこと起因する損害（貸出機器を取り外した箇所の復旧を含みます。）について何ら責任を負担しません。また、復旧に関する費用は当社では負担しません。
- (4) 施工者による初回設置完了後、設置・設定作業の不備が発覚した場合、設置・設定完了日から 14 日以内に当社の本サービスに関する窓口に出した場合に限り、当社は無償で設置・設定作業のやり直しのみを行います。
- (5) 前項に定める場合を除き、貸出機器の設置・設定を再度実施する場合は、お支払者は、【別紙 1 サービス料金】に定める再設置・再設定費用を当社に支払うものとします。
- (6) 健康データ記録の利用にあたり、当社指定の事業者よりバイタル計を購入いただいた場合、バイタル計を購入された方の依頼に基づき、当社またはエコナピスタ株式会社が設定作業等を行った後、貸出機器の設置・設定の際に施工者より納品します。

5. 利用申込

- (1) お申込者は、あらかじめ本規程の内容を確認し、同意のうえ、当社所定の手続きに従って、本サービスの申込みを行うものとします。
- (2) 当社は、次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの申込みを承諾しないことがあり、またその理由について一切開示義務を負わないものとします。
 - ① 申込内容について、虚偽の記載、誤記、記載漏れまたは入力漏れがあったとき。
 - ② 本サービスを含む当社が提供するサービス等に関する債務の履行が滞ったとき、もしくは契約に違反したとき、またはそれらのおそれがあると当社が判断したとき。
 - ③ 貸出機器の設置先が本サービスの対象場所以外であるとき。
 - ④ 当社の業務の遂行上または技術上支障をきたすと当社が判断したとき。
 - ⑤ お申込者、ご利用者またはお支払者が、第 23 条第 1 項に違反し、または違反するおそれがあると認められるとき。
 - ⑥ その他当社が適切でないと判断するとき。

6. 契約

- (1) 本契約は、施工者が貸出機器の初回設置前に契約書を受領した際に成立します。
- (2) 本契約は、第 14 条に基づき解約がなされるまで、または第 17 条に基づき本サービスの提供が終了するまで続きます。
- (3) ご契約者は、設置先の所有者および賃借人、見守り対象者、その他の居住者に本サービスの貸出機器の設置についてあらかじめ承諾を得る必要があります。
- (4) ご契約者とお支払者が異なる場合には、ご契約者は事前にお支払者に支払意思のあることの確認、および本規程の承諾を得る必要があります。この場合であっても、ご契約者は支払義務を免じられることはなく、お支払者がサービス料金等の一部でも期限内に不払いの場合には、ご契約者がサービス料金、遅延損害金、その他本契約にかかる一切の債務の全額を支払う義務を負います。

7. ユーザーID およびパスワード

- (1) 当社は、本サービスの提供に際して、ご利用者に発行するユーザーID およびパスワード（以下「ライフリズムナビ ID」といいます。）を用いた認証を行います。
- (2) ご利用者は、自己の責任において、ライフリズムナビ ID を適切に管理（適切なパスワードの設定および定期的な変更を含みます。）および保管するものとし、これを第三者に共有、または貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとします。
- (3) ライフリズムナビ ID の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用などによって生じた損害に関する責任はご利用者が負うものとし、当社は一切の責任を負いません。

8. サービスの利用

- (1) ご利用者およびお支払者は、本サービスの利用にあたり、本規程を遵守するものとします。
- (2) 本サービスは、本契約が成立した日（以下「契約日」といいます。）よりご利用いただけます。
- (3) 本サービスは、ご利用者のみが利用できるものとします。
- (4) ご利用者およびお支払者は、本サービスの利用にあたり、本規程にて禁止されている行為のほか、次の行為を禁止します。
 - ① 当社、他のご利用者もしくは第三者の財産、プライバシー、著作権その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
 - ② 当社、他のご利用者もしくは第三者に不利益もしくは損害を与える行為、または与えるおそれのある行為。
 - ③ ライフリズムナビ ID を不正に使用する行為。
 - ④ 犯罪的行為もしくは犯罪的行為に結びつく行為、またはそのおそれのある行為。
 - ⑤ コンピューターウイルス等のプログラムを用いて本サービスの運営または当社の業務を妨げる行為。
 - ⑥ 法令等に違反する、または違反するおそれのある行為。
 - ⑦ 当社が不適当と判断し、行わないよう要求する行為。

9. 貸出機器の維持管理

- (1) ご利用者は、善良な管理者の注意をもって貸出機器を次の各号のとおり管理します。
 - ① 貸出機器を第三者に譲渡もしくは転貸し、または担保の用に供しないこと。
 - ② 貸出機器を設置先の住戸から持ち出さないこと。また、みだりに設置場所を変更しないこと。
 - ③ 貸出機器を分解、解析、改造、改変もしくは損壊し、またはその他の方法によりその原状を変更しないこと。
 - ④ 貸出機器を本サービスの利用以外の用途に使用しないこと。
- (2) ホームゲートウェイおよび赤外線リモコンは、常に AC100V 電源が供給されている必要があります。
- (3) 貸出機器のファームウェアは、常に最新のものに更新されている必要があります。ファームウェアに更新があった場合は、当社ホームページまたはアプリ等でお知らせします。ただし、赤外線リモコンについては、当社ホームページまたはアプリ等でのお知らせなく、ファームウェアが更新される場合があります。
- (4) 温湿度センサーについては太陽電池を使用しているため、長時間光が当たっていないと正常に作動しない場合があります。

10. サービス料金

- (1) サービス料金および支払期日は、【別紙 1 サービス料金】のとおりです。
- (2) 本サービスを利用するために必要なスマートフォン等の通信料、通話料およびインターネット接続料は、ご利用者が負担するものとします。
- (3) お支払者は、契約書に記載された内容に基づいて、【別紙 1 サービス料金】に定めるサービス料金を当社に支払うものとします。なお、月額料金およびオプション料金は日割り計算をしません。
- (4) 新規契約の場合、契約日以降に当社の事務手続きが完了した日が属する月までの月額料金およびオプション料金は無料です。
- (5) 解約の場合、当社は解約日の属する月の月額料金およびオプション料金を請求します。ただし、契約日と解約日が同年同月の場合は請求しません。
- (6) サービス料金のお支払方法は、口座振替またはクレジットカード払いとなります。
- (7) サービス料金について、ガス料金や電気料金と合算でのお支払いはできません。

(8) お支払者は、請求事業者またはクレジットカード会社の規程に基づいてサービス料金を支払うものとし、第 14 条に規定する解約の申し出またはその他ご契約者もしくはお支払者の申し出がない限り、継続してサービス料金を支払うものとします。

(9) 貸出機器またはバイタル計の不具合により、本サービスを利用できなくなった場合でも、その旨を当社にご連絡いただけない限り、当社は月額料金およびオプション料金の請求を継続します。

11. ご契約者情報の変更、設置先の変更

(1) ご契約者は、ご契約者もしくは設置先の居住者の移転、またはご契約者情報もしくはお支払方法の変更があった場合には、当社が定める方法により速やかにその旨を当社に届け出るものとします。ご契約者によるお手続きを行えない場合には、ご利用者またはお支払者が、当社が定める方法により速やかにその旨を当社に届け出るものとします。

(2) 前項のご契約者情報の変更等に際して、貸出機器の設置先の変更が伴う場合には、ご契約者が本契約を解約したものと取り扱います。変更後の設置先においても本サービスの利用を希望される場合は、変更後の設置先で改めて契約を締結することとします。その場合、【別紙 1 サービス料金】に定める初期費用をお支払いいただきます。

12. サービス提供の中断

(1) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を中断することができるものとします。

- ① 地震、津波、台風、洪水、落雷等の天災地変、戦争、内乱、暴動、テロ行為、争議行為、輸送機関・通信回線等の事故、火災、停電、疫病の流行、その他不可抗力により本サービスの維持運営ができなくなった場合。
- ② システムメンテナンスに伴い、本サービスの全部または一部が提供できない場合。
- ③ その他、当社が中断を必要と判断した場合。

(2) 当社は、前項に基づき本サービスの提供を中断する場合には、あらかじめその旨をご契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

(3) 当社は、第 1 項に基づき 1 か月以上にわたり本サービスの提供を中断した場合には、その間の月額料金およびオプション料金を請求しません。再開日の翌月より月額料金およびオプション料金を請求します。

13. サービスの利用停止

(1) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、当社が定める期間、本サービスの提供を停止することができるものとします。

- ① 当社に届け出ている情報に変更が生じているにもかかわらず、ご契約者がその変更についての届出を怠っていることが判明した場合または当社に届け出ている内容が事実と反することが判明した場合。
- ② ご利用者が第三者に支障を与える使い方でご契約者を利用したと当社が判断した場合。
- ③ ご契約者またはお支払者が、サービス料金の支払いを怠り、または怠るおそれがある場合。
- ④ ご契約者またはお支払者が、当社に対するその他の債務の履行を怠り、または怠るおそれがある場合。

(2) 当社は、前項に基づき本サービスの提供を停止する場合には、あらかじめその旨をご契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

14. 解約

(1) ご契約者は、ご契約者の都合により、当社へ解約の旨を連絡することで、いつでも本契約を解約できるものとします。

(2) 当社は、次のいずれかに該当するときは、ご契約者に事前に通知することなく、直ちに本契約を解約することができるものとします。この場合、既にお支払済みのサービス料金は返金しません。また、当社は、次のいずれかにより損害を被った場合には、ご利用者に対して損害賠償を請求することができるものとします。

- ① 本契約成立後に、第 5 条第 2 項に該当する事由、その他当社が本契約締結を拒否すべき事由が判明したとき。
- ② 当社が第 13 条第 1 項に基づき本サービスの提供を停止した場合において、停止後当社の指定する期日までにその原因となった事由が解消されないとき。
- ③ ご契約者またはお支払者が、サービス料金の支払いを怠り、当社が相当の期間を定めて催告をしたにもかかわらず、当該期間内に支払いがないとき。

- ④ 第 11 条第 2 項に基づき、貸出機器の設置先の変更が判明したとき。
- ⑤ ご利用者が、当社に対して、暴力的な行為、脅迫的な言動、法的な責任を超えた不当な要求、または嫌がらせ等をしたとき。
- ⑥ ご利用者が本サービスを利用することにより、他のお客さまの利用を妨げ、サービス利用の公平性を損なうとき。
- ⑦ その他ご利用者が本規程に違反したとき。

15. サービス料金の改定・消費税等の税率変更時の取扱い

- (1) 当社は、物価上昇、経済情勢の変動その他の事由によりサービス料金を維持しがたい場合には、その旨をご契約者に書面等で通知し、または当社ホームページ上で周知した上で、サービス料金を改定することができます。
- (2) ご契約者が新しいサービス料金による本サービスの継続を希望しない場合は、ご契約者は自ら手続きのうえ、本契約を解約することができます。
- (3) 法令改正に伴う消費税等の税率変更があった場合、新税率施行日の属する月から、新しい税率を適用したサービス料金に改定します。

16. ご利用規程の改定

当社は、当社が必要と判断した場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき、本規程を変更する旨、変更後の本規程の内容および変更の効力発生日を、あらかじめ当社ホームページに掲載する方法、書面による通知、その他当社が適当と認める方法でお知らせすることによって、本規程の内容を変更することができるものとします。

17. サービスの終了

- (1) 当社は、当社の都合または提携先企業の都合により、本サービスの全部または一部の提供を終了することがあります。
- (2) 当社は、本サービスの全部または一部の提供を終了するときは、ご契約者に対し、終了する 3 か月前までに、その旨を当社ホームページまたは書面等にて通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

18. 貸出機器の故障等

- (1) ご利用者は、貸出機器が正常な使用状態で動作しない等の故障または毀損（以下「故障等」といいます。）が発生した場合には、当社に対し、速やかにその旨を連絡するものとします。この場合、当社は貸出機器の点検または交換を行います。
- (2) お支払者は、前項の故障等がご利用者の責めに帰すべき事由による場合、および、貸出機器を滅失もしくは紛失し、または盗難された場合には、当社に対し、機器相当額を支払うものとします。この場合、【別紙 1 サービス料金】に定める再設置・再設定費用はお支払者の負担となります。

19. 貸出機器の返却

- (1) 本契約が終了した場合、当社は、当社の選択に従い、施工者が設置先に訪問し、または当社指定の方法に従いご契約者ご自身で当社宛てに返送いただくことにより、貸出機器の回収を行います。施工者の訪問による回収の場合、訪問日時は施工者とご契約者の間で決定し、回収作業にはご契約者の立ち会いが必要となります。この場合、当社は、貸出機器を取り外したことに起因する損害（貸出機器を取り外した箇所の復旧を含みます。）について何ら責任を負担しません。
- (2) ご契約者は、前項に定める方法により貸出機器を返却しないとき、または当社の責めに帰することができない事由による故障等により貸出機器を原状に復することができないときは、当社に対し、機器相当額を支払うものとします。

20. 損害賠償

- (1) 当社は、当社の責めに帰すべき事由により、ご利用者が損害を被った場合、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、ご利用者に対して、逸失利益を除く通常かつ現実の損害に限り賠償責任を負います。
- (2) ご利用者の故意または過失により当社が損害を被った場合、ご契約者が当社に対してその損害を賠償するものとします。

21. 契約不適合責任の免除

当社は、本規程に定めるほか、貸出機器またはその設置作業に関する不具合や不備等について一切の責任を負いません。

22. 免責

(1) 次の各号のいずれかの事由により、本サービスの全部または一部をご利用になれない場合でも、当社はその責任を負いません。

- ① ご利用者のスマートフォン等の故障や不具合等で、アプリをご利用になれない場合。
- ② 通信事業者およびインターネットプロバイダ等の通信設備の故障や不具合が発生した場合、または保守を行なっている場合。
- ③ 貸出機器を初回設置した場所からご利用者が移設等したことにより、電波環境や太陽電池への光の当たり具合が悪化した場合。
- ④ ご利用者または第三者の故意または過失により貸出機器またはバイタル計が滅失または毀損した場合。

(2) 当社は、本サービスで使用される各センサーの動作性、正確性、有用性等について、いかなる保証も行うものではありません。また、各センサーは、見守り対象者の睡眠状況、心拍・呼吸の状況、室内の温湿度等を正確に測定するものではありません。したがって、本サービスで使用される各センサーの誤作動や誤感知、各センサーから発信される情報の遅滞や滅失、見守り対象者の睡眠状況、心拍・呼吸の状況、室内の温湿度等の事実と各センサーから発信される情報の齟齬、赤外線リモコンやバイタル計の動作不良等が生じた結果、ご利用者または第三者に損害が発生した場合であっても、当社は一切の責任を負いません。

(3) 当社は、本サービスがご利用者の特定の目的に適合すること、期待する機能、商品的価値、正確性または有用性を有すること、ご利用者による本サービスの利用がご利用者に適用のある法令に適合すること、および不具合が生じないことについて、何ら保証するものではありません。

(4) 火災、停電、天災地変、疫病の流行等の避けられない事由によって、本サービス提供の不履行が生じたために、ご利用者に損害が生じても、当社はその責任を負いません。

23. 反社会的勢力との関係排除

(1) ご利用者およびお支払者は、暴力団関係者その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）でないこと、反社会的勢力に対して資金を提供する等、その維持運営に協力等しないこと、および法的な責任を超えた不当な要求行為等（準ずるものを含みます。）をしないことを表明保証します。

(2) 当社は、ご利用者またはお支払者が前項に違反した場合は、何らの催告なく本契約を解約することができます。

24. 権利帰属

本サービスに関する知的財産権は、すべて当社または当社にライセンスを許諾している者に帰属しており、本規程に基づく本サービスの提供は、本サービスに関する当社または当社にライセンスを許諾している者の知的財産権についての全部または一部の譲渡または移転を意味するものではありません。

25. 譲渡禁止

(1) ご契約者は、当社の書面による事前の承諾なく、本規程または諸規程等から生じる当社に対する権利または義務の全部または一部を第三者に譲渡もしくは貸与し、または担保の目的に供してはならないものとします。

(2) 当社は、本サービスにかかる事業を他社に譲渡する場合には、当該事業譲渡に伴い、本契約上の地位、本契約に基づく権利および義務ならびにご契約者から提供された一切の情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、ご契約者は、かかる譲渡につき本項においてあらかじめ同意したものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

26. 業務の委託

当社は、本サービスの販売、貸出機器の設置工事、サービス料金の請求その他本サービスに関する一切の業務について、第三者に委託することがあります。

27. 個人情報

当社は、ご利用者の個人情報を、当社の個人情報保護方針（www.tokyo-gas.co.jp/utility/privacy.html）に従って取り扱います。

28. 協議

- (1) 当社とご契約者は、本規程に定めのない事項については、法令および商習慣に従うほか、誠意をもって協議します。
- (2) 本サービスまたは本規程に関する一切の紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

29. 本規程の適用期間

本規程は 2023 年 2 月 10 日から有効とします。

以上

〔別紙 1〕 サービス料金

サービス料金および支払期日は、以下のとおりです。

1. 月額料金

- (1) 月額料金として毎月 5,980 円（税込）をお支払いいただきます。
- (2) 毎月 1 日から月末までの利用分を「1 か月分」とします。日割計算はいたしません。
- (3) 支払時期は次のとおりです。

<口座振替>

当社システム切替（2023 年 2 月 20 日頃）以前にご契約の方：毎月 27 日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）引落。

当社システム切替（2023 年 2 月 20 日頃）以降にご契約の方：毎月第 16～17 営業日頃の引落。

<クレジットカード>

引落日は、クレジットカード会社が定める日。

2. オプション料金

<赤外線リモコン追加>

- (1) 赤外線リモコン 1 台追加につき、オプション料金として毎月 500 円（税込）をお支払いいただきます。
- (2) 毎月 1 日から月末までの利用分を「1 か月分」とします。日割計算はいたしません。
- (3) 支払時期は月額料金と同じとします。

3. 初期費用

- (1) 初期費用として 10,000 円（税込）をお支払いいただきます。
- (2) 支払時期は次のとおりです。

<口座振替> 初回月額料金とあわせてお支払いいただきます。

ただし、契約日と解約日が同年同月の場合、別途請求いたします。

<クレジットカード> 初回月額料金とあわせてクレジットカード会社にて決済処理いたします。

ただし、契約日と解約日が同年同月の場合、別途請求いたします。

4. 再設置・再設定費用

- (1) 再設置・再設定費用として 10,000 円（税込）をお支払いいただきます。
- (2) 支払時期は次のとおりです。

<口座振替> 再設置・再設定を行った月の翌月の月額料金とあわせてお支払いいただきます。

<クレジットカード> 再設置・再設定を行った月の翌月の月額料金とあわせてクレジットカード会社にて決済処理いたします。

以上